

# 工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について

国土交通省大臣官房技術調査課長補佐

やまもと さとし  
山本 悟司

## 1. はじめに

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「適正化法」という)および「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」(平成13年政令第34号。以下「法律施行令」という)において、公共工事の発注の見通しに関する事項について公表することが義務付けられた。国土交通省直轄工事において、従前より発注予定工事情報として公

表を進めてきたところであるが、適正化法等の成立を受けて、新たに発注の見通しの公表の内容および方法等について定めたので、その概要を紹介する。

## 2. 適正化法および法律施行令における規定内容

適正化法および法律施行令では、公共工事の発注の見通しに関する事項の公表について次のように規定されている。

### 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)

#### 第2章 情報の公表

##### (国による情報の公表)

第4条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより変更後の当該事項を公表しなければならない。

### 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)

##### (国による発注の見通しに関する事項の公表)

第2条 各省各庁の長は、毎年度、4月1日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日)以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事(国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が250万円を超えないと見込まれるものを除く。)に係る次に掲げるもの見通しに関する事項を公表しなければならない。

- 一 公共工事の名称，場所，期間，種別及び概要
  - 二 入札及び契約の方法
  - 三 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては，契約を締結する時期）
  - 2 前項の規定による公表は，次のいずれかの方法で行わなければならない。
    - 一 官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
    - 二 公衆の見やすい場所に掲示し，又は公衆の閲覧に供する方法
  - 3 前項第2号の規定による公衆の閲覧は，閲覧所を設け，又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によらなければならない。この場合においては，各省各庁の長は，あらかじめ，当該閲覧に供する方法を告示しなければならない。
  - 4 第2項第2号に掲げる方法で公表した場合においては，当該年度の3月31日まで掲示し，又は閲覧に供しなければならない。
  - 5 各省各庁の長は，少なくとも毎年度1回，10月1日を目途として，第1項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し，当該事項に変更がある場合には，変更後の当該事項を公表しなければならない。
- 第3条 前条第2項から第4項までの規定は，変更後の発注の見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

### 3. 国土交通省直轄工事における 公表について

これまで、「発注予定工事情報の公表について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第273号，建設省技調発第138号）に基づき，一般競争入札に付そうとする工事，公募型指名競争および工事希望型指名競争に付そうとする工事を対象に，①工事名，②工事場所，③工期，④工事概要，⑤工事種別および⑥入札予定時期等について，1)年度予算成立後速やかに，2)10月上旬に加え，3)補正予算成立後等に，地方整備局の本局および工事担当事務所において公表していたが，今年度より，次のとおり公表することとし，この内容を「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について」（平成13年3月30日付，国官会第1428号，国官地第25号）として地方整備局長宛に通達した。

#### (1) 対象工事

発注の見通しに関する事項を公表する工事は，当該年度に発注することが見込まれる工事であって，次の①から④に該当する工事とする。ただし，国の行為を秘密にする必要がある工事および予定価格（消費税および地方消費税相当額を含む）が250万円を超えないと見込まれる工事を除く。

- ① 一般競争に付そうとする工事
  - ② 公募型指名競争および工事希望型指名競争に付そうとする工事
  - ③ 上記②以外の方式による指名競争（以下「通常指名競争」という）に付そうとする工事
  - ④ 随意契約による工事に付そうとする工事
- なお，上記「当該年度に発注することが見込まれる工事」に該当しない工事としては，次に掲げるものが考えられることに留意するものとする。
- ① 当該年度の工事に必要な土地等の取得が未了で，見通しとして公表することができないと判断される工事
  - ② 当該年度の工事に必要な他の公物管理者等との協議，調整が未了で，見通しとして公表することができないと判断される工事
  - ③ 当該年度の工事に必要な地元の関係者等との協議・調整，埋蔵文化財調査が未了で，見通しとして公表することができないと判断される工事
  - ④ 当該年度に組み込まれている詳細設計等が未了で，見通しとして公表することができないと判断される工事
  - ⑤ 附帯工事または受託工事等で，県・市町村議会承認等が未了のため，見通しとして公表することができないと判断される工事
  - ⑥ 災害発生期間中，災害発生直後，または事故

等で緊急的に行う工事（災害査定等を経て計画的に実施する災害復旧工事を除く）

- ⑦ 他の工事の入札状況や執行状況に影響を受ける工事および管理施設・構造物等の損傷程度の確認等に関連した不確定要素により、緊急的に実施する工事

(2) 公表の方法

- ① 一般競争，公募型指名競争および工事希望型指名競争に付そうとする工事

(1)①および②の工事については，(3)に掲げる事項を，地方整備局の本局および当該工事を担当する事務所において，掲示または閲覧に供する方法（閲覧所を設け，またはインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には，パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ）により公表するとともに「入札情報サービス（PPI）」を利用している部局においては，当該「入札情報サービス（PPI）」を利用してインターネットにより公表するものとする。

（注）「入札情報サービス（PPI）」とは，（財）日本建設情報総合センターによって入札等に関する情報が提供されるサービスのこと。

- ② 通常指名競争に付そうとする工事および随意契約によろうとする工事

(1)③および④の工事については，(3)に掲げる事項を，当面，支出負担行為担当官（地方整備局の本局）で発注しようとする場合には，地方整備局の本局および担当事務所（当該工事を担当する事務所がある場合）において，分任支出負担行為担当官（事務所）で発注しようとする場合には事務所において，掲示または閲覧に供する方法により公表するものとする。

(3) 公表の内容（記入例参照）

- ① 入札および契約の方法
- ② 工事の名称
- ③ 工事の場所
- ④ 工事の期間
- ⑤ 工事の概要
- ⑥ 工事種別
- ⑦ 入札予定時期（随意契約によろうとする場合にあっては，契約の締結予定時期）
- ⑧ その他，地方整備局長が必要と認める事項

(4) 公表の時期および期間

少なくとも，次に掲げる時期をめぐり，その時点における年度末までの発注の見通しに関する事項を当該年度の3月31日まで公表することとする。

- ① 4月1日以降で，当初予算の成立後速やかに
- ② 7月上旬
- ③ 10月上旬
- ④ 1月上旬
- ⑤ 補正予算成立後速やかに
- ⑥ 予備費配分後速やかに

ただし，②から④については，⑤および⑥の時期と重なる場合にあっては，⑤および⑥をもって代えることができるものとする。

(5) その他留意事項

- ① 公表する内容は，公表する時点における発注の見通しであり，公表した後に変更または追加があり得る旨を合わせて明記すること。
- ② 公表する事項を閲覧に供する場合，閲覧所を設ける場合にあっては閲覧場所および閲覧時間等を，またインターネットによる場合においてはそのアドレスを，あらかじめ(2)に示す場所に掲示しておくこと。

記入例

平成 年度 発注の見通しの公表について（平成 年 月現在）

平成 年 月 日  
 地方整備局  
 （ 工事事務所）

国土交通省 地方整備局（ 工事事務所）における平成 年度の工事の発注の見通しを下記のとおり公表する。

なお、ここに掲載する内容は、平成 年 月 日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの掲載と異なる場合、またはここに記載されていない工事が発注される場合があります。

また、主要建設資材需要見込み量は、公表時点の概算の見込み数量であり、公表後変更することがあります。

1. 一般競争入札

[ 工事事務所 ]

1 1 工事名： トンネル工事

1) 工事種別：一般土木工事

2) 工事場所： 県 市 町

3) 工 期：約 カ月

4) 工事概要：トンネル延長 L = , m

（主要建設資材需要見込み量）

鋼材（形鋼） 約 トン、生コンクリート 約 千 m<sup>3</sup>

セメント 約 千トン

5) 入札予定時期：第 四半期

.....

.....

4. 通常指名競争入札

[ 工事事務所 ]

4 1 工事名：平成 年度 舗装修繕工事

1) 工事種別：アスファルト舗装工事

2) 工事場所： 県 市 町

3) 工 期：約 カ月

4) 工事概要：約 L = m

5) 入札予定時期：第 四半期

5. 随意契約

[ 工事事務所 ]

5 1 工事名：平成 年度 トンネル工事

1) 工事種別：一般土木工事

2) 工事場所： 県 市 町

3) 工 期：約 カ月

4) 工事概要：約 L = m

5) 契約予定時期：第 四半期